

保険番号マス9（熊本県43）

番号	設定項目名	制度名	和 Waters・水上村等																	宇土市	菊陽町	八代市	人吉市	合志市	菊池市	熊本市		御船町	荒尾市
			乳幼児			重度心身障害者				ひとり親家庭等			水俣病	乳幼児	子ども	子ども	乳幼児	子ども	子ども	ひとり親	子ども		子ども	子ども					
1	保険番号		141	241	341	142	242	342	442	143	243	343	145	180	280	380	480	580	680	443	441	541	780	260					
2	法別番号		41	41	41	42	42	42	42	43	43	43	45	80	80	80	80	80	80	43	41	41	80	80					
3	短縮制度名		乳児負無	乳児負有	熊乳幼児	障害負無	障害負有	熊障1/3	熊障負無	熊障1/3	親償還	水俣親	水俣病	乳幼児	子ども	菊陽子ども	八代乳	人吉子ども	合志子ども	菊池親	熊子ども	熊市中	御船子	荒尾子					
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7					
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					
9	年齢(開始～終了)		0 - 15	0 - 15	0 - 15	3 - 999	3 - 999	3 - 999	3 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 18	6 - 15	4 - 15	3 - 15	0 - 18	0 - 15	0 - 15	0 - 999	3 - 12	12 - 15	6 - 15	9 - 12				
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	1	1	2	2					
12	レセプト請求(印刷)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	3	3	3	3	3	0	0					
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0					
※	所得情報																												
14	外来負担区分		2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1					
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
17	1回上限額		0	500	0	0	1020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
18	1日上限額		0	500	0	0	1020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
20	1月院内上限額		0	500	21000	0	1020	21000	21000	21000	0	0	0	0	1000	500	21000	20000	0	21000	700	1200	1000	500					
21	1月院外上限額		0	500	21000	0	1020	21000	21000	21000	0	0	0	0	1000	500	21000	20000	0	21000	700	1200	1000	500					
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
24	入院負担区分		2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	2	2	0	0	1	3	2	3	1	1	1	0					
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	100	0	100	0	0	0	0					
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
27	1回上限額		0	500	0	0	2040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
28	1日上限額		0	500	0	0	2040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
30	1月上限額		0	500	21000	0	2040	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	0	0	0	0	0	0					
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0					

- 〔注〕乳幼児医療費 「乳児負無」（自己負担無しの受給資格者証持参の患者に適用。市町村によって適用年齢が異なるようです。）
「乳児負有」（500円までは自己負担有り。市町村によって適用年齢が異なるようです。）
「熊乳幼児」（窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。）
重度心身障害者医療費 「障害負無」（自己負担無しの受給資格者証持参の患者に適用）
「障害負有」（上限付きの自己負担有る受給資格者に適用）
ひとり親家庭等医療費 「熊障1/3」（一部負担金の1/3を自己負担・・・熊本市で運用されている制度です。窓口負担金は円単位です。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。）
「熊障負無」（窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。）
「熊障1/3」（一部負担金の1/3を自己負担・・・熊本市で運用されている制度です。窓口負担金は円単位です。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。）
「親償還」（熊本市以外償還払い）
「水俣親」（一部負担金の1/3を自己負担・・・水俣市で運用されている制度です。窓口負担金は10円単位です。）
水俣病総合対策事業 「水俣病」（上限額までは全額助成、上限額以上は償還払い、しかも上限額が70歳以上と未満の2種類有り・・・変則制度のため保険番号マスでの設定では対応不可）
- ★和水町・水上村等
乳幼児医療費 「乳幼児」（自己負担無し。市町村によって適用年齢は異なります。社保国保共にレセプト請求のようです。）
※水上村は平成20年4月、和水町は平成20年5月、大津町は平成20年6月、宇土市は平成23年4月、南開町は平成23年9月、玉東町は平成23年10月、荒尾市・宇城市は平成24年10月、産山村は平成26年7月、菊陽町は平成28年4月から制度開始のようです。
※大津町、宇土市、南開町、玉東町、荒尾市、宇城市、産山村、菊陽町は入院は償還払いの為、入院時は使用しない。
※レセプトの一部負担金欄に0の記載が必要な場合は、システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(1)」タブ→「一部負担金0円記載(記録)」を1で設定を行ってください。
- ★宇土市(平成23年4月)
子ども医療費 「子ども」（小学1～中学3年生が対象。月上限1000円の自己負担。入院は償還払いの為、入院時は使用しない。社保国保共にレセプト請求のようです。）
※宇城市は平成24年10月から制度開始のようです。
- ★菊陽町
子ども医療費 「菊陽子ども」（4歳～中学3年生が対象。外来は月500円の患者負担で一部負担金の月合計額が20,000円を超えた場合、全額償還払い。入院は金額関係なく償還払いのようです。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。）※平成28年4月より社保国保共にレセプト請求へ変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」の左側を3、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を4で設定が必要です。
- ★八代市(平成24年10月)
乳幼児医療費 「八代乳」（0歳～高校3年生が対象。レセプト請求のようです。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。）
※御船町(0歳～就学前)は平成26年8月、美里町(0歳～高校3年生)は平成28年4月から制度開始。八代市(0歳～中学3年生)、御船町(0歳～就学前)は入院は償還払いの為、入院時は使用しない。
- ★人吉市
子ども医療費 「人吉子ども」（中学3年生までが対象。外来は自己負担はありませんが、月20,000円を超えると全額償還払いとなります。入院は金額関係なく償還払いのようです。専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。）※平成29年10月より制度変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を1で設定が必要です。
- ★合志市
子ども医療費 「合志子ども」（中学3年生までが対象。外来・入院共に患者負担無し。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。）
- ★菊池市
ひとり親家庭等医療費 「菊池親」（一部負担金の1/3を自己負担・・・菊池市で運用されている制度です。窓口負担金は円単位です。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、1/3を自己負担とする特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えたら全額償還払いになります。）
入院は償還払いです。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。）
※平成28年7月26日パッチ「管理番号:kk38155」で本体対応がされていますのでご注意ください。
- ★熊本市
子ども医療費 「熊子ども」（3歳～小学6年生まで。外来は月700円患者負担、入院は患者負担なし。一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。）※平成30年1月からの制度、平成30年12月に年齢変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「月途中受給者証変更時負担金計算」の左側を1、「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を3で設定が必要です。
「熊市中」（中学1年～中学3年生まで。外来は月1200円患者負担、入院は患者負担なし。一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払いとなります。）※平成30年1月からの制度、平成30年12月に年齢変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「負担金計算(1)」タブの「月途中受給者証変更時負担金計算」の左側を1、「医療費負担金計算(外来)」、「医療費負担金計算(入院)」の左側を3で設定が必要です。
- ★御船町
子ども医療費 「御船子」（小学1年～中学3年生まで。外来は月1,000円の患者負担で一部負担金の月合計額が21,000円を超えた場合、全額償還払い。入院は金額関係なく償還払い。社保国保共にレセプト請求。）※平成26年8月制度開始
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」→「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」の左側を3、「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」の左側を3で設定が必要です。
- ★荒尾市
子ども医療費 「荒尾子」（小学3年～小学6年生まで。外来は月500円の患者負担。入院は対象外。社保国保共にレセプト請求。）